

<議題1資料(3)>

○白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市が環境基本計画等に基づき、地球温暖化防止に向けて、住宅用再生可能エネルギー設備等の設置支援、公共施設への太陽光発電施設の導入等、温室効果ガスの削減に有効な再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいる中、事業用太陽光発電施設の急速な普及拡大に伴い、事業区域周辺において生活環境、自然環境の保全等に支障をきたす事例が生じていることから、太陽光発電施設を設置する者が、市内における当該施設の設置に関し、近隣住民の安全・安心を守り、生活環境等に配慮しながら、市及び近隣住民に対し、事業計画及び事業内容を工事着手前に明確にすることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する「再生可能エネルギー発電設備」のうち、次に掲げるもの(ただし、建築物に該当するものを除く。)とする。
 - ア 大規模発電施設 出力50キロワット以上の太陽光発電施設をいう。
 - イ 発電施設 出力10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電施設をいう。
- (2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (4) 近隣住民 太陽光発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会等の代表をいう。

(対象区域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令等に基づく手続等)

第4条 設置者は、太陽光発電施設を設置する場合において、他の法規制等に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続き等を行うものとする。

(環境配慮書、チェックリストの提出)

第5条 設置者は、大規模発電施設を設置する場合、白井市まちづくり条例（平成16年条例第1号）第32条の規定に基づき、同条例施行規則第13条に規定する開発事業事前協議書（第14号様式）を提出する前までに、条例第31条の規定に基づき、同条例施行規則第12条に規定する環境配慮書（第13号様式）を市長に提出するものとする。

2 発電施設を設置する場合、次条第1項に規定する届出書を提出する前までに、チェックリスト（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(発電施設に係る届出書)

第6条 発電施設の設置者は、工事に着手する日の30日前までに、白井市太陽光発電施設計画届出書（別記第2号様式）に計画区域の位置図等を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の届出を行ったものは、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、白井市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第7条 設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 近隣住民への周知
- (2) 防災への配慮
- (3) 周辺環境との調和

- (4) 生活環境への配慮
- (5) 安全への配慮
- (6) 緊急連絡先の表示等
- (7) 適切な苦情、要望等への対応
- (8) 適切な撤去及び廃棄

(報告)

第8条 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第9条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附則

- 1 このガイドラインは、平成 年 月 日から施行し、平成 年 月 日以後に着工する発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第7条に掲げる事項の遵守に努めること。

第13号様式（第12条関係）

環 境 配 慮 書

年 月 日

（あて先）白井市長

事業者 住 所
氏 名 ④
電話番号 ()
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

白井市まちづくり条例第31条の規定により、環境配慮書を提出します。

◎記載上の注意： 以下の事項について、行う場合は「○」を、行わない場合は「×」を、該当しない場合は「-」をチェック欄に記入し、記述欄に内容（「○」の場合は具体的に実施内容、「×」の場合は実施しない理由、「-」の場合は該当しない理由）を記入してください。

- 1 略
- 2 略
- 3 太陽光発電施設設置事業関係

共通事項

配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、適正に事業を行うようにします。			関係各課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち 限られた資源・エネルギーを大切にすまち		
環境配慮項目	適正な土地の選定 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、土地及び周辺環境の調査を行うように努めます。			環境課 □
② 土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めます。			環境課 □
③ 土地の選定に当たっては、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺環境との調和などに配慮します。			環境課 □
④ 土地の選定に当たっては、反射光等による近隣住民の住環境への影響がないように考慮します。			環境課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち 限られた資源・エネルギーを大切にすまち		
環境配慮項目	地域との関係構築 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 事業計画作成の初期段階から市や近隣住民の意見を聴き適正なコミュニケーションを図ります。			環境課 □
② 近隣住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応をとるように努めます。			環境課 □
③ 事業の概要や環境への影響等について、近隣住民へ事業について理解を得られるように努めます。			環境課 □
④ 近隣住民への説明に当たっては、説明及び周知の範囲並びに説明方法について市と調整を行うように努めます。			環境課 □
⑤ 近隣住民から要望があった場合は、説明会を開催するように努めます。			環境課 □
⑥ 近隣住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応するようにします。			環境課 □

⑦ 近隣住民との間で、対象設備の設置、維持管理及び事業終了後の撤去について約束した内容について明確にするため、文書の作成を求められた場合は、社会通念上相当な範囲において明文化し必要に応じて合意書、協定書等の締結等をするように努めます。				現状課 <input type="checkbox"/>
---	--	--	--	------------------------------

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち			
	限られた資源・エネルギーを大切にすまち			
環境配慮項目	適正な土地開発及び発電設備の設計・施工 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」			
	配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
①	関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、土地開発及び発電設備の設計・施工を行うように努めます。			現状課 <input type="checkbox"/>
②	土地や地域の状況に応じた防災、環境保全のための適正な土地開発及び発電設備の設計・施工を行うように努めます。			現状課 <input type="checkbox"/>
③	関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、周辺に影響がないよう設置工事に伴う資材や廃棄物等を適正に処理するように努めます。			現状課 <input type="checkbox"/>

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち			
	限られた資源・エネルギーを大切にすまち			
環境配慮項目	周辺環境への配慮 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」			
	配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
①	設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が近隣住民や周辺環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずるようにします。			現状課 <input type="checkbox"/>
②	太陽光パネルが防眩処理のされたものであるか確認し、季節や時間帯によって、反射光の影響が及ぶ範囲が変わることに留意します。			現状課 <input type="checkbox"/>
③	太陽光パネルからの反射光が周辺環境を害することがないよう、太陽光パネルを周囲と調和したできる限り目立たない色彩とする等、適正な措置を講ずるようにします。			現状課 <input type="checkbox"/>
④	発電設備の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めます。			現状課 <input type="checkbox"/>
⑤	防災、環境保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合や近隣住民から要望、苦情、懸念があった場合、適正な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めます。			現状課 <input type="checkbox"/>
⑥	事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤、その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮します。			現状課 <input type="checkbox"/>

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち			
	限られた資源・エネルギーを大切にすまち			
環境配慮項目	標識の掲示 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」			
	配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
①	工事開始後速やかに、発電設備の外部から見えやすい場所に、設備名称、所在地、発電能力、発電事業者名、保守点検責任者名、連絡先などを記載した標識を掲示するようにします。			現状課 <input type="checkbox"/>
②	標識の設置に当たっては、風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適正な材料を使用するように努めます。			現状課 <input type="checkbox"/>
③	標識の設置に当たっては、強風等で標識が外れないように設置するように努めます。			現状課 <input type="checkbox"/>

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち			
	限られた資源・エネルギーを大切にすまち			
環境配慮項目	構内への立入防止措置 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」			
	配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
①	施設内に人が立ち入ることがないよう、施設の周囲への塀柵の設置等、適正な措置を講ずるようにします。			現状課 <input type="checkbox"/>
②	塀柵の設置にあたり、極力目立たない色とするほか、緑化等により周囲の景観に溶け込むよう配慮します。			現状課 <input type="checkbox"/>

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち		
	限られた資源・エネルギーを大切にすまち		
環境配慮項目	非常時の対応 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
	配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄
①	落雷や地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めます。		
②	発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市や近隣住民へ速やかに連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講ずるよう努めます。		
			担当課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち		
	限られた資源・エネルギーを大切にすまち		
環境配慮項目	事業終了時の適正な撤去・廃棄 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
	配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄
①	事業終了後は、そのまま放置せず、可能な限り速やかな撤去と適正な処理を行います。		
②	事業終了後は、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、責任をもって適正に処理をするように努めます。		
③	事業終了後の設備の撤去等について、市や近隣住民と合意した事項がある場合は、当該事項に従い責任をもって対応するよう努めます。		
			担当課 □

第1号様式（第5条第2項関係）

チ ャ ッ ク リ ス ト

年 月 日

（宛先）白井市長

事業者 住所
氏 名 ㊦
電話番号 ()
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン第5条第2項の規定により、チェックリストを提出します。

◎記載上の注意： 以下の事項について、行う場合は「○」を、行わない場合は「×」を、該当しない場合は「-」をチェック欄に記入し、記述欄に内容（「○」の場合は具体的に実施内容、「×」の場合は実施しない理由、「-」の場合は該当しない理由）を記入してください。

太陽光発電施設設置事業関係

共通事項

配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、適正に事業を行うようにします。			関係各課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち 限られた資源・エネルギーを大切にすまち		
環境配慮項目	適正な土地の選定 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使う」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、土地及び周辺環境の調査を行うように努めます。			環境課 □
② 土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めます。			環境課 □
③ 土地の選定に当たっては、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺環境との調和などに配慮します。			環境課 □
④ 土地の選定に当たっては、反射光等による近隣住民の住環境への影響がないように配慮します。			環境課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち 限られた資源・エネルギーを大切にすまち		
環境配慮項目	地域との関係構築 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使う」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 事業計画作成の段階から市に届け出るとともに近隣住民と適正なコミュニケーションを図るように努めます。			環境課 □
② 近隣住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応をとるように努めます。			環境課 □
③ 事業の概要や環境への影響等について、近隣住民へ事業について理解を得られるように努めます。			環境課 □
④ 近隣住民への周知に当たっては、説明及び周知の範囲並びに周知方法について市と調整を行うように努めます。 既に周知を行っている場合は該当項目に○をつけてください ・看板設置 ・戸別訪問 ・文書配布 ・説明会 ・その他			環境課 □
⑤ 近隣住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、説明会の開催や協定書の締結などの検討も含め丁寧かつ誠意をもって対応するようにします。			環境課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち		
	限られた資源・エネルギーを大切にすま		
環境配慮項目	適正な土地開発及び発電設備の設計・施工 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
	配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄
	① 関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、土地開発及び発電設備の設計・施工を行うように努めます。		現状課 □
	② 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全の適正な土地開発及び発電設備の設計・施工を行うように努めます。		現状課 □
	③ 関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、周辺に影響がないよう設置工事に伴う資材や廃棄物等を適正に処理するように努めます。		現状課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち		
	限られた資源・エネルギーを大切にすま		
環境配慮項目	周辺環境への配慮 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
	配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄
	① 設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が近隣住民や周辺環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずるようにします。		現状課 □
	② 太陽光パネルが防眩処理のされたものであるか確認し、季節や時間帯によって、反射光の影響が及ぶ範囲が変わることに留意します。		現状課 □
	③ 太陽光パネルからの反射光が周辺環境を害することがないよう、太陽光パネルを周囲と調和したできる限り目立たない色彩とする等、適正な措置を講ずるように努めます。		現状課 □
	④ 発電設備の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めます。		現状課 □
	⑤ 防災、環境保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合や近隣住民から要望、苦情、懸念があった場合、適正な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めます。		現状課 □
	⑥ 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤、その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮します。 発電施設の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、薬剤の使用について周知に努めます。		現状課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち		
	限られた資源・エネルギーを大切にすま		
環境配慮項目	標識の掲示 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
	配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄
	① 工事開始後速やかに、発電設備の外部から見やすい場所に、設備名称、所在地、発電能力、発電事業者名、保守点検責任者名、連絡先などを記載した標識を掲示するようにします。		現状課 □
	② 標識の設置に当たっては、風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適正な材料を使用するように努めます。		現状課 □
	③ 標識の設置に当たっては、強風等で標識が外れないように設置するように努めます。		現状課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち		
	限られた資源・エネルギーを大切にすま		
環境配慮項目	構内への立入防止措置 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
	配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄
	① 施設内に人が立ち入ることがないよう、施設の周囲への塀柵の設置等、適正な措置を講ずるようにします。		現状課 □
	② 塀柵の設置にあたり、極力目立たない色とするほか、緑化等により周囲の景観に溶け込むよう配慮します。		現状課 □

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち		
	限られた資源・エネルギーを大切にすま		
環境配慮項目	非常時の対応 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
	配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄
	① 落雷や地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めます。		現状課 □

② 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市や近隣住民へ速やかに連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講ずるように努めます。			標準課 <input type="checkbox"/>
--	--	--	------------------------------

望ましい環境像	市民の健康と快適な生活環境を守るまち 限られた資源・エネルギーを大切にすまち		
環境配慮項目	事業終了時の適正な撤去・廃棄 「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」		
	配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄
①	事業終了後は、そのまま放置せず、可能な限り速やかな撤去と適正な処理を行います。		
②	事業終了後は、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、責任をもって適正に処理するように努めます。		
③	事業終了後の設備の撤去等について、市や近隣住民と合意した事項がある場合は、当該事項に従い責任をもって対応するように努めます。		
			標準課 <input type="checkbox"/>

第2号様式（第6条関係）

白井市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

（宛先）白井市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり発電施設を設置することについて、白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン第6条第1項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	白井市
敷地面積	m ²
定格発電出力※1	kW
発電事業者	住所 氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
周知方法※2	
参考資料	別添のとおり※3

※1 「定格発電出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※2 近隣住民（太陽光発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者または居住者並びに事業区域に存する自治会等の代表をいう。）への周知方法を記載してください。

※3 計画区域の位置図、平面図・立面図を提出してください。また、必要に応じて関係機関との協議状況、雨水排水流出抑制計画等の資料を提出してください。

第3号様式（第6条関係）

白井市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）白井市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

発電施設を設置計画を変更（廃止）するので、白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン第6条第2項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称※1		
設置場所※1	白井市	
変更の内容※2	変更前	
	変更後	
変更・廃止の予定日	年 月 日	
参考資料	別添のとおり※3	

※1 発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 設置者の住所・氏名、発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格発電出力又は発電事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く）を変更する場合にあってはその内容を記載してください。

※3 計画区域の位置図、平面図・立面図を提出してください。また、必要に応じて関係機関との協議状況、雨水排水流出抑制計画等の資料を提出してください。

太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

別表

太陽光発電施設設置にあたっては、次の関係法令を順守してください。
また、設置に伴う計画地の周辺住民、営農者等とのトラブルを防止するため、自治会等長や隣接者に対して、計画内容を十分説明していただくようお願いします。

白井市
(047-492-1111)

白井市の担当窓口

関係法令等	規制内容	担当窓口(電話番号)
「建築基準法」 第6条第1項、第48条、第88条第1項、第2項	土地に自立して設置する太陽光発電施設について、梁台下の空間を物品の保管その他屋内的な用途に供する場合は建築物に該当します。なお、都市計画区域内にあつては、当該建設地の用途地域ごとに建築物の規制を受けます。	建築宅地課 (内3221~3225)
「都市計画法」 第29条	建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、あらかじめ開発許可を受ける必要があります。	
「都市計画法」 第12条の4第1項第1号に基づく 「地区計画」 「まちづくり条例」 第25条	地区計画区域内で建築等の行為を行う場合には、工事に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。 開発行為で、事業施行面積が500㎡以上の場合、法令に基づく許可等の申請を行う前に届出を行う必要があります。	都市計画課 (内3236・3237)
「農地法」 第4条、第5条	農地に設置する場合は、転用許可の許可申請又は届出が必要になります。なお、登記簿地目が農地以外であっても、現況農地の場合は同様な手続きが必要になります。	農業委員会 (内3255・3256)
「農業振興地域の整備に関する法律」 第13条、第15条の2	事業計画地に農用地がある場合は原則、太陽光発電施設を理由に除外はできません。農用地のまま営農型を行う場合は、農地法の一時転用の許可が必要です。	農政課 (内3251~3253)
「森林法」 第10条の8	森林所有者や伐採行為者等は、3,000㎡未満の地域森林計画対象民有林の木を伐採する場合には、伐採行為を行う30~90日前までに届出を行う必要があります。 小規模林地開発行為の場合も必要になりますが、先に林業事務所に問い合わせ願います。	
「道路法」 第24条、第32条 「白井市法定外公共物管理条例」 第4条、第6条	・道路や水路に新たな占用物を設け、継続的に道路使用する場合は、道路法32条又は法定外公共物占用の許可が必要になります。 ・道路や水路に関する工事を実施する場合は、道路法24条又は法定外公共物工事等施行の承認が必要になります。	道路課 (内3215~3219)
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 第7条	事業計画地に急傾斜地崩壊危険区域がある場合は、行為の許可を受ける必要があります。	市民安全課 (3292~3295)
「土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」	小規模特定事業として宅地造成、農地造成(客土行為を含む)などの土地利用の形態を問わず、500㎡以上3,000㎡未満の区域を土砂等で埋め立て等に供する場合許可が必要となります。(3,000㎡以上については、別途記載の千葉県条例に該当しますので参照ください。)	環境課 (内3287・3288・3271・3272)
「文化財保護法」 第93条	事業予定地が、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、文化財保護法の規定に基づき着手60日前までに土木工事等の届け出が必要となります。	教育委員会文化課 (内.5501)
「文化財保護法」 第125条、139条	事業予定地が、指定記念物(史跡・名勝・天然記念物)に該当する場合、指定記念物に対し、現状変更を行う際には、あらかじめ国または県の許可を受ける必要があります。また事業予定地が重要文化的景観に該当する場合、現状変更を行う際には30日前までに、現状変更の届け出が必要になります。	

太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧 別表

国・県の担当窓口

関係法令	規制内容等	担当窓口(電話番号)
<p>「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」 第18条 「森林法」 第10条の2</p>	<p>地域森林計画対象民有林で、3,000㎡以上1ha以下は県条例による小規模特定事業林地開発行為の届出、1haを超える場合は林地開発行為の許可が必要になります。</p>	<p>千葉県北部林業事務所 印旛事務所 043-483-1130</p>
<p>「土壌汚染対策法」 第4条</p>	<p>土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切り土、盛土等)の面積の合計が3,000㎡以上となる場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。</p>	<p>環境生活部水質保全課 043-223-3812</p>
<p>「千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」</p>	<p>宅地造成、農地造成(客土行為を含む)などの土地利用の形態を問わず、3,000㎡以上の区域を土砂等で埋め立て等に供する場合許可が必要となります。</p>	<p>環境生活部廃棄物指導課 043-223-2641</p>
<p>事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)</p>	<p>事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者及び認定に基づく発電事業を実施する事業者が遵守すべき事項が記載されておりましてご相談ください。</p>	<p>資源エネルギー庁 03-3501-1511</p>

白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインのフロー (2)

